三次市教育委員会議案第16号

三次市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則及び三次市奥田元 宋・小由女美術館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則案を次のよう に提出する。

平成23年6月3日

三次市教育委員会教育長 児 玉 一 基

三次市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則及び三次市奥田元宋・小由女美術館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則(案)

(三次市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部改正)

第1条 三次市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則(平成16 年三次市教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

第42条第4項中「き損」を「毀損」に改める。

(三次市奥田元宋・小由女美術館設置及び管理条例施行規則の一部改正)

第2条 三次市奥田元宋・小由女美術館設置及び管理条例施行規則 (平成21年 三次市教育委員会規則第10号) の一部を次のように改正する。

第8条第1項第1号中「き損」を「毀損」に改める。

附則

この規則は,公布の日から施行する。